

## 新潟県条例第32号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																				
<b>別表 (第2条関係)</b> (1)～(3) (略) (4) 防災局関係	<b>別表 (第2条関係)</b> (1)～(3) (略) (4) 防災局関係																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(11) (略)</td><td>長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、<u>田上町</u>、津南町及び栗島浦村</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(5)～(7) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 農地部関係</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、 <u>田上町</u> 、津南町及び栗島浦村	(略)		(5)～(7) (略)		(8) 農地部関係		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(11) (略)</td><td>長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、<u>津南町</u>及び栗島浦村</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(5)～(7) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 農地部関係</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、 <u>津南町</u> 及び栗島浦村	(略)		(5)～(7) (略)		(8) 農地部関係	
事 務	市町村																				
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、 <u>田上町</u> 、津南町及び栗島浦村																				
(略)																					
(5)～(7) (略)																					
(8) 農地部関係																					
事 務	市町村																				
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、 <u>津南町</u> 及び栗島浦村																				
(略)																					
(5)～(7) (略)																					
(8) 農地部関係																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2の2 農地法第51条第3項の規定による公表</td><td>三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、</td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 (略)	(略)	2の2 農地法第51条第3項の規定による公表	三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 (略)	(略)						
事 務	市町村																				
(略)																					
2 (略)	(略)																				
2の2 農地法第51条第3項の規定による公表	三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、																				
事 務	市町村																				
(略)																					
2 (略)	(略)																				

	南魚沼市、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村及び栗島浦村		
<u>2の3</u> 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	三条市、阿賀野市及び刈羽村	<u>2の2</u> 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	阿賀野市及び刈羽村
<u>2の4</u> (略) (略)	(略)	<u>2の3</u> (略) (略)	(略)
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
<u>2の2</u> 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第30条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第35条の規定による国又は地方公共団体との協議に係る書類の受理及び県への送付 (3) 法第37条第1項の規定による変更の許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (4) 法第37条第3項の規定による軽微な変更の届出に係る書類の受理及び県への送付 (5) 法第38条第1項の規定による工事完了の届出又は工事の廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付 (6) 法第39条第1項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (7) 前各号に掲げるもののほか、法	村上市、胎内市及び関川村		

の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(略)

(略)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 (経過措置) この条例の施行の日前に火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。